

桐蔭横浜大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、並びに建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、理論的・実践的な能力を備え、更に、社会の進展と福祉に貢献しうる知的・道徳的及び応用能力を持った有為な人材を育成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果については、本学以外の機関（者）による検証を行うものとする。

3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、桐蔭横浜大学と称する。

(所在地)

第4条 本学は、神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614 番地に置く。

(学部学科)

第5条 本学に法学部、医用工学部及びスポーツ科学部を置く。

2 法学部に法律学科を、医用工学部に生命医工学科及び臨床工学科を、スポーツ科学部にスポーツ教育学科及びスポーツ健康科学科を置く。

(学環)

第5条の2 本学に、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める学部等連係課程実施基本組織として、現代教養学環を置く。

2 現代教養学環は、法学部、医用工学部、スポーツ科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

(収容定員)

第5条の3 法学部、医用工学部、スポーツ科学部及び現代教養学環の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科	180 【50】	10	740 【200】
医 用 工 学 部	生 命 医 工 学 科	40 【10】		160 【40】
	臨 床 工 学 科	40 【10】		160 【40】
ス ポ ー ツ 科 学 部	ス ポ ー ツ 教 育 学 科	80		320
	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 科	150		600
現 代 教 養 学 環		70		280
合 計		490	10	1980

現代教養学環の入学定員及び収容定員は、各学科の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。

(教育研究上の目的)

第6条 法学部は、基本的な法律制度の理解を基礎とし、法理論及び法政策を教授し、もって法的思考能力を備えた人材を養成する。

法律学科は、現代社会における諸問題に即して法的思考能力を涵養し、倫理性と人間力を備えた人材を養成する。

2 医用工学部は、医学、環境、情報、電子、生物医療、福祉、バイオ、遺伝子等様々な学問領域を有機的に連携させた教育を行い、最先端の工学技術を駆使して社会の発展に貢献する人材を養成する。

生命医工学科は、医用材料、再生工学技術、最新の臨床医学と臨床検査学の発展に貢献できる人材を養成する。

臨床工学科は、最新の生命維持管理装置の知識を有し、その操作・管理を円滑に行える臨床工学技士の養成と高度な医療技術を身に付けた医用技術者を養成する。

3 スポーツ科学部は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材を養成する。

スポーツ教育学科は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材、複雑化する現代社会の要請にこたえることができ、かつ、正確で柔軟な指導法を身に付けた教育職員や、更には生涯学習時代におけるスポーツの指導者等の人材を養成する。

スポーツ健康科学科は、スポーツを通じて主体的に現代社会と関わり課題解決に貢献し、新たな価値を生み出すことができる人材、我が国のスポーツや教育、文化、或いは社会全体に対し貢献することが可能な指導者（政策立案者）を養成する。

4 現代教養学環は、複数の領域から現代的諸課題に対峙し、自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していくことができる人材、確かな専門知識・技術により持続可能な社会づくりに貢献できる人材を養成する。

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、特に学業成績、人物共に極めて優秀である場合には、修業年限を3年として、学長がこれを決定することができる。

2 学生は6年を超えて本学に在学することはできない。

3 第29条、第30条、第31条及び第33条の規定により入学又は転学部及び転学科した者の修業年限及び在学年限については、学長がこれを決定する。

4 法学部においては、長期にわたって在学することができる長期履修を認めることがある。長期履修の学生は本条第2項の規定にかかわらず、7年以上在学することができる。ただし10年を超えて、本学に在学することはできない。

なお、長期履修制に関する必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する必要な事項は、別に定める。

(大学図書館)

第9条 本学に、大学図書館を置く。

2 大学図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第10条 (削除)

(先端医用工学センター)

第11条 本学に、先端医用工学センターを置く。

2 先端医用工学センターに関する必要な事項は、別に定める。

(教育研究開発機構)

第11条の2 本学に、全学的な見地から教育研究の一層の推進を図るための組織として、教育研究開発機構を置く。

2 教育研究開発機構に関する必要な事項は、別に定める。

(その他組織)

第12条 本学に、教職センター、IR推進室を置く。

2 教職センター、IR推進室に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 運営組織

(職員)

第13条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員並びに技術職員を置くことができる。

(1) 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 副学長は、学長の職務を助ける。

(3) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 准教授は、教授の職務を分担し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(5) 講師は、教授及び准教授に準ずる職務に従事する。

(6) 助教は、教授及び准教授の職務を分担し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(7) 助手は、教授、准教授、講師及び助教の職務を助け、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

2 事務職員及び技術職員の職務に関する必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第13条の2 前条第1項に定めるもののほか、学長が指示する事項を処理するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長を補佐し、学長の命を受け、特定の事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

3 学長補佐は、学長が任命する。

(その他必要な職員)

第14条 本学に、前条の他、名誉教授、客員教授、終身教授、特任教員、顧問、参与、その他必要な職員を置くことができる。

2 前項の職員の職務に関する必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第15条 学部に学部長を、学科に学科長を置く。

2 学部長は、その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する。

3 学部長の任期は、2年とする。ただし、引続き、2期4年を超えて在任することはできない。

4 学部長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学科長は、その学科に関する事項をつかさどり、その学科を代表する。

6 学部長及び学科長の選考等に関する必要な事項は、別に定める。

7 学長が必要と判断するときは、学科長を補佐するものとして副学科長を置くことができる。

(学環長)

第15条の2 学環に、学環長を置く。

2 学環長は、その学環に関する事項をつかさどり、その学環を代表する。

3 学環長の任期は、前条第3項及び第4項に準ずる。

(執行部会議)

第16条 本学に、運営の基本方針、将来構想について審議し、実施の方針を定めるとともに、重要事項に関しては評議会に諮るため、全学的な方針提起等を行う合議機関として執行部会議を置く。

2 執行部会議に関する必要な事項は、別に定める。

(評議会)

第17条 本学に、重要事項を審議し、最終的な方針を決める機関として、評議会を置く。

2 評議会に関する必要な事項は、別に定める。

第18条 (削除)

(学長直属の諮問機関)

第19条 本学に、本学の運営について、教職員の知見を活用するために、学長直属の諮問機関を一定期間置くことができる。

(教授会)

第20条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(学環運営会議)

第20条の2 学環に、学環運営会議を置く。

2 学環運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学環運営会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 学環運営会議は、前項に規定するもののほか、学長及び学環長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学環長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 学環運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(学期)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から 9月20日まで

(2) 後期 9月21日から 翌年の3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第23条 休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に定める休日

(3) 学園創立記念日 11月4日

(4) 春期休業 3月1日から 4月5日まで

(5) 夏期休業 8月1日から 9月20日まで

(6) 冬期休業 12月21日から 翌年の1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日以外に、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに許可することがある。

(入学資格)

第25条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、入学時まで 18 歳に達する者

（出願手続）

第 26 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に、所定の入学検定料及び書類を添えて、指定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 入学手続に関する必要な事項は、別に定める。

（選考及び合格者の決定）

第 27 条 前条の入学志願者に対して、試験その他の方法により選考を行う。

2 前項による選考の結果を受け、学長は合格者を決定し、通知する。

3 選考及び合格者の決定に関する必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 28 条 前条により通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、教授会の意見を聴き、入学を許可する。

（編入学）

第 29 条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、法学部は第 5 条の 3 に基づき第 3 年次に、医用工学部、スポーツ科学部及び現代教養学環は欠員がある場合に限り相当年次に、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定める基準を満たした者

(4) その他本学において、前各号に定める者と同等の資格があると認められる者

2 編入学に関する事項は、別に定める。

（転入学）

第 30 条 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

（再入学）

第 31 条 第 53 条の規定により本学を退学した者又は第 56 条第 1 項第 3 号の規定により

除籍された者で、本学への再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を出願できる学部学科は、原則として退学又は除籍時に所属した学部学科とする。

3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学における入学手続等)

第32条 前3条の規定により入学を志願し、許可された者の入学手続等については、第28条の規定を準用する。

(転学部等)

第33条 本学に在学する者で、他の学部から転学部を志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 本学に在学する者で、同一学部のほかの学科に転学科を志望する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

3 転学部及び転学科に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学等における単位の取扱い)

第34条 第29条、第30条及び第31条の規定により入学を、前条の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、学長がこれを決定する。

2 編入学等の単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第35条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目及び単位数)

第36条 本学において開講する授業科目、科目区分及び単位数は、別表1から5に定める。

(教職課程)

第37条 教育職員免許状の取得を希望する者は、教職課程の中から教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目及び単位数を取得しなければならない。

2 教職課程に関する必要な事項は、別に定める。

(履修)

第38条 学生は、定められた授業科目の中から、各学期に履修する授業科目をあらかじめ申告しなければならない。

2 学生は、他学部及び他学科の授業科目を履修することができる。

3 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第39条 授業科目の単位は、1単位につき、45時間の学修内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(試験及び単位の授与)

第 40 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を授与する。ただし、平常の成績をもって試験に代えることができる。

2 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学における授業科目の履修等)

第 41 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学及び外国の大学（以下「大学等」という。）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、学長が 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(大学以外における授業科目の履修等)

第 42 条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項により当該大学において履修したものと認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 43 条 学長は、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 41 条第 2 項及び第 42 条第 2 項により当該大学において履修したものと認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の規定により実施する授業科目については、学長が学期毎に定め学生に通知するものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第 44 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

2 前項の規程により取得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、第 41 条から第 43 条までによる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(成績評価)

第 45 条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C 及び D の 5 段階で表示し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

第 6 章 卒業、休学、転学及び退学等

(卒業)

第 46 条 本学に 4 年（第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定により入学した者について

は、第7条第3項により定められた修年限)以上在学し、又は3年以上在学し、次のとおり単位数を修得した者については、GPA を算出し、教授会の意見を聴き、一定水準に達している者について、学長が卒業を認定する。

(1) 法学部

学 科	科目区分	単 位 数
法 律 学 科	一 般 教 育 科 目	30 単位以上
	専 門 基 礎 課 目	14 単位以上
	専 門 教 育 科 目	56 単位以上
	自 由 選 択 科 目	24 単位以上
	計	124 単位以上

(2) 医用工学部

学 科	科目区分	単 位 数		
		必修	選択	計
生命医工学科	一般教育科目	22 単位	6 単位以上	28 単位以上
	専門科目	34 単位	46 単位以上	80 単位以上
	自由選択科目		18 単位以上	18 単位以上
	計	56 単位	52 単位以上	126 単位以上
臨床工学科	一般教育科目	18 単位	10 単位以上	28 単位以上
	専門科目	30 単位	68 単位以上	98 単位以上
	計	48 単位	78 単位以上	126 単位以上

(3) スポーツ科学部

学科	科目区分	単位数		
		必 修	選 択	計
スポーツ 教育学科	一般教育科目	10 単位	2 単位以上	12 単位以上
	専門科目	34 単位	56 単位以上	90 単位以上
	計	44 単位	56 単位以上	126 単位以上
スポーツ健康 科学科	一般教育科目	10 単位	2 単位以上	12 単位以上
	専門科目	32 単位	58 単位以上	90 単位以上
	計	42 単位	58 単位以上	126 単位以上

(4) 現代教養学環

学 環	科目区分	単位数		
		必 修	選 択	計
現代教養学環	一般教育科目	25 単位	14 単位以上	39 単位以上

	専門科目	32 単位	27 単位以上	59 単位以上
	計	57 単位	41 単位以上	124 単位以上

2 学長は、前項により卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(卒業の延期)

第47条 前条第1項の規定にかかわらず、本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たした者のうち、引き続き本学に在学して学修の継続を希望する者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業の延期を許可することができる。

2 前項により延期できる期間は、原則として、卒業要件を満たした学年の翌年度の1ヵ年とする。ただし、第7条に規定する在学年限を超えることはできない。

3 卒業の延期を許可された者の卒業は、在学期間が終了する年度とする。

4 卒業の延期に関する必要な事項は、別に定める。

(学位)

第48条 本学を卒業した者に対し、教授会の意見を聴き、学長は次のとおり学位を授与する。

学 部	授与する学位（専攻分野）
法学部	学 士（法 学）
医用工学部	学 士（工 学）
スポーツ科学部	学 士（スポーツ科学）
現代教養学環	学 士（学 術）

2 学長は、学位を与えた者に対して学位記を授与する。

3 学位に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第49条 疾病その他特別な理由により引続き2か月以上修学することができない者は、休学願にその理由を証明する書類を添えて提出したうえで、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第50条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第51条 本学の学生で、他の大学へ転学を志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 転学に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第52条 本学の学生で、外国の大学で学修することを志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第53条 疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第54条 本学の学生として特に善行のあった者に対して、学長が表彰を行うことがある。

2 本学在学中、成績、人物共に秀でた者に対して、卒業時に学長が表彰を行うことがある。

3 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第55条 本学の学生が、本学の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合には、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り成業の見込みがない者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。

5 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第56条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 第7条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第49条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は行方不明の者

第8章 学費及び奨学制度

(入学検定料及び学費等)

第57条 本学に入学を志願する者は、第26条の規定により入学検定料を支払わなければならない。

2 第27条により通知を受けた者は、所定の入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費

(以下「学費等」という。)を指定の期日までに支払わなければならない。

3 本学の学生は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。

4 休学中の学生並びに科目等履修生、研究生及び委託生は、所定の学費等及び在籍料を指定の期日までに支払わなければならない。

5 入学検定料及び学費等に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の猶予)

第58条 経済的理由により納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部の徴収を猶予することがある。

2 学費等の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(奨学)

第59条 経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は各種能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法は、学費の減免及び給付とする。

3 奨学に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 外国人留学生及び科目等履修生等

(外国人留学生)

第60条 日本国籍を有さない者で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴き、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第61条 本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第61条の2 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第62条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第63条 本学において、本学の学生以外の者で公共団体、会社、その他の諸団体からの委託に基づき、研究等を行うことを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、当該諸団体との協議に基づき、教授会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

(科目等履修生等の取扱い)

第64条 科目等履修生等は、学則及びその他の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成1年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年1月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年9月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年9月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年9月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(スポーツ健康政策学部の経過措置)

2 平成 29 年度以前の入学に関わる学生については、スポーツ健康政策学部の経過措置として、学則第 36 条第 2 項及び第 43 条については、次のとおりとする。

第 36 条

2 本学において開講する授業科目及び単位数は別に定める。

第 43 条 本学に 4 年（第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定により入学した者については、第 7 条第 3 項により定められた修業年限）以上在学し、又は 3 年以上在学し、次のとおり単位数を習得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

3 スポーツ健康政策学部

学 科	科目区分	単 位 数		
		必修	選択	計
スポーツ教育学科	基礎教育科目	14 単位以上	6 単位以上	20 単位以上
	専門科目	32 単位以上	72 単位以上	104 単位以上
	計	46 単位以上	78 単位以上	124 単位以上
スポーツテクノロジー学科	基礎教育科目	14 単位以上	6 単位以上	20 単位以上
	専門科目	30 単位以上	74 単位以上	104 単位以上
	計	44 単位以上	80 単位以上	124 単位以上
スポーツ健康政策学科	基礎教育科目	14 単位以上	6 単位以上	20 単位以上
	専門科目	24 単位以上	56 単位以上	80 単位以上

	計	38 単位以上	86 単位以上	124 単位以上
--	---	---------	---------	----------

※ 基礎教育科目と専門科目の選択科目を合わせて 86 単位以上修得必要がある。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(スポーツテクノロジー学科の経過措置)

2 改正前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 9 月 12 日から施行する。ただし、第 4 6 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前に入学した学生は、なお従前の例による。

3 別表 1、2、3 及び 4 は、大区分、中区分、授業科目、単位の表示形式に統一し、配当年次その他の項目については別に定める。

附 則

1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則において、第 1 5 条及び第 2 0 条を除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を、「学部長」には学環長を、「教授会」には、学環運営会議を含むものとする。

(スポーツ健康政策学部の存続に関する経過措置)

3 スポーツ健康政策学部は、改正後の学則に関わらず当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 改正前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1 全学部共通授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位
一般教育科目	桐蔭キャリアゲート	2
	桐蔭スキルゲート	2
	データコミュニケーション入門	2
	英語コミュニケーションⅠ	2
	英語コミュニケーションⅡ	2
	英語コミュニケーションⅢ	2
	英語コミュニケーションⅣ	2
	地域の科学	2
	サステナブル社会学	2
	地域における健康課題	2
	コミュニティ・ファシリテーション	2
	ビジネスの科学	2
	マーケティング各論	2
	アントレプレナーシップ	2
	デジタル産業論	2
	異文化の科学	2
	言語文化論	2
	表現とコミュニケーション	2
	視覚文化論	2
	心の科学	2
	健康と心理学	2
	こころの世界	2
	青年と心理学	2
	地球環境の科学	2
	科学技術の未来	2
	地球と環境	2
	持続可能な開発と法	2
	プロジェクト入門	2
	地域政治論	2
	地域観光事業論	2
	横浜地域学	2
	実践地域創成学	2
	マーケティング・リサーチ	2
	ウェブ・コミュニケーション	2

区分	授業科目	単位
一般教育科目	現代ビジネス論	2
	ビジネスアイデアデザイン	2
	異文化リサーチ	2
	ファッション文化論	2
	フード文化論	2
	若者文化論	2
	集団と心理学	2
	幸せと心理学	2
	意思決定と心理学	2
	自己調整と心理学	2
	分野横断型プロジェクト	3
	体育実技Ⅰ	1
	体育実技Ⅱ	1
	ボランティア論	2
	ボランティア実習	2
	海外実習	2
	国際コミュニケーション実習	4
	キャリアトランジション	2
	キャリアセミナーⅠ	2
	キャリアセミナーⅡ	2
	キャリアセミナーⅢ	2
	インターンシップ	2
	アスリートの科学	2
	大学スポーツ論	2
	ことばのスキル	2
	ソーシャル・コミュニケーション	2
	アスリートキャリア	2
	アスリート・クロス	2
	リーダーシップ教育	2
	ライフスキル	2
	M A S T 特別実習	1
	M A S T 特別講義	2
	スポーツアナリティクス概論	2

別表第2 法学部授業科目及び単位数

区分		授業科目					単位	
一般 教育 科目	人 文 科 学	東	洋	史	概	論	2	
		日	本	史	概	論	2	
		西	洋	史	概	論	2	
		地		誌		学	2	
		哲	学		概	論	2	
		倫	理	学	概	論	2	
		地	理	学	概	論	2	
		宗	教	学	概	論	2	
		心	理	学	概	論	2	
		社	会	学	概	論	2	
	自然科学	情 報 処 理 I					2	
		外国語	時 事 英 語 I					2
			特別科目	日	本	語	I	A
	日	本		語	I	B	2	
	日	本		語	II	A	2	
	日	本		語	II	B	2	
	日	本		語	III	A	2	
	日	本		語	III	B	2	
	国	際		武	道	研	修	2
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	フレッシュマンゼミ I					2	
		フレッシュマンゼミ II					2	
		法	学	入	門	ゼミ I	2	
		法	学	入	門	ゼミ II	2	
		専	門	基	礎	演習 I	2	
		専	門	基	礎	演習 II	2	
		情	報	社	会	論 I	2	
		情	報	社	会	論 II	2	
		市	民	形	成	論	2	
		市	民	教	育	論	2	
		S	D	G	s	と	法	2

区分		授業科目					単位
専門教育科目	専門基礎科目	環境法					2
		近現代の政治・経済・社会Ⅰ					2
		近現代の政治・経済・社会Ⅱ					2
		現代社会への視座Ⅰ					2
		現代社会への視座Ⅱ					2
		ジェンダー論					2
		日本経済論					2
		国際経済論					2
		政治学Ⅰ					2
		政治学Ⅱ					2
		経済学Ⅰ					2
		経済学Ⅱ					2
		社会学Ⅰ					2
		社会学Ⅱ					2
		倫理学Ⅰ					2
		倫理学Ⅱ					2
		公安職特別演習Ⅰ					2
		公安職特別演習Ⅱ					2
		法曹実務講義Ⅰ					2
		法曹実務講義Ⅱ					2
		法曹実務講義Ⅲ					2
		法曹実務講義Ⅳ					2
		法学Ⅰ					2
	基礎法学	法学	哲学				2
		法学	情報学Ⅰ				2
		法学	情報学Ⅱ				2
		法学	社会学				2
		法学	史学Ⅰ				2
		法学	史学Ⅱ				2
		基礎法	特別講義Ⅰ				2
		基礎法	特別講義Ⅱ				2
		スポーツ法	法学				2
		法医学	法学				2
		憲法Ⅰ				2	
		憲法Ⅱ				2	

区分		授業科目	単位
専門 教育 科目	公 法	比 較 憲 法	2
		裁 判 法 I	2
		裁 判 法 II	2
		社 会 保 障 法	2
		行 政 法 I	2
		行 政 法 II	2
		行 政 法 III	2
		地 方 自 治 法	2
		都 市 と 防 災	2
		消 防 学	2
		国 際 法 I	2
		国 際 法 II	2
		租 税 法 I	2
		租 税 法 II	2
		劳 働 法 I	2
		劳 働 法 II	2
		経 済 法	2
		公 法 特 別 講 義 I	2
		公 法 特 別 講 義 II	2
	刑 事 法	刑 法 I	2
		刑 法 II	2
		刑 法 III	2
		刑 事 訴 訟 法	2
		刑 事 政 策 I	2
		刑 事 政 策 II	2
		犯 罪 学 I	2
		犯 罪 学	2
		刑 事 法 特 別 講 義 I	2
		刑 事 法 特 別 講 義 II	2
	民 事 法	民 法 I	2
		民 法 II	2
		民 法 III	2
		民 物 権 法	2
		債 権 法	2
		家 族 法	2

区分		授業科目	単位
専門 教育 科目	民 事 法	商 法 I	2
		商 法 II	2
		商 法 III	2
		商 法 IV	2
		民 事 訴 訟 法	2
		金 融 商 品 取 引 法	2
		消 費 者 と 法	2
		電 子 商 取 引 法	2
		倒 産 法	2
		不 動 産 法 I	2
		不 動 産 法 II	2
		会 社 法 務	2
		国 際 私 法	2
		民 事 執 行 保 全 法	2
		民 事 紛 争 処 理 法 I	2
		民 事 紛 争 処 理 法 II	2
		知 的 財 産 権 法	2
		民 事 法 特 別 講 義 I	2
		民 事 法 特 別 講 義 II	2
	外 国 法	英 米 法	2
		法 律 外 国 語 講 読 I	2
		法 律 外 国 語 講 読 II	2
		法 律 外 国 語 講 読 III	2
		法 律 外 国 語 講 読 IV	2
		ド イ ツ 法	2
		フ ラ ン ス 法	2
		中 国 法 I	2
		中 国 法 II	2
		外 国 法 特 別 講 義 I	2
		外 国 法 特 別 講 義 II	2
	政 治・ 経 済	比 較 政 治 制 度 論 I	2
		比 較 政 治 制 度 論 II	2
		行 政 学 I	2
		行 政 学 II	2
		政 治 思 想 史	2

区分		授業科目	単位
専門教育科目	政治・経済	会計学 I	2
		会計学 II	2
		財政学 I	2
		財政学 II	2
		社会経営論	2
		外交史	2
		国際政治論	2
		簿記論 I	2
		簿記論 II	2
		経営学	2
		地方公共団体の実務 I	2
		地方公共団体の実務 II	2
		政治経済特別講義 I	2
		政治経済特別講義 II	2
	演習	法律入門演習	2
		憲法基礎演習	2
		刑法基礎演習	2
		民法基礎演習	2
		模擬裁判 I	2
		模擬裁判 II	2
		法律日本語	2
		ミディエーション交渉	2
		キャリア・デザイン I	2
		キャリア・デザイン II	2
		法律演習 I	2
		法律演習 II	2
		法律演習 III	2
		法律演習 IV	2
		卒業研究	2
		公共政策演習 I	2
		公共政策演習 II	2
		アクティヴ・ラーニング I	2
		アクティヴ・ラーニング II	2

区分		授業科目	単位
教職専門科目 教職課程科目	教職専門科目(社会公民)	社会科教育法 I	2
		社会科教育法 II	2
		社会科教育法 III	2
		社会科教育法 IV	2
		公民科教育法 I	2
		公民科教育法 II	2
	教職専門科目(共通)	教育原理・教育課程論	2
		教師論	2
		教育社会論(学校安全を含む)	2
		教育心理学	2
		特別支援教育指導論	2
		道徳教育指導論	2
		特別活動・総合的な学習の時間指導	2
		教育方法論	2
		ICT活用スキルの理論と実際	2
		生徒指導論	2
		教育相談・キャリア教育指導論	2
		事前・事後指導(中・高)	2
		教育実習(中学校)	2
		教育実習(高校)	2
		教育実践演習(中・高)	2

別表第3 医用工学部授業科目及び単位数

1 生命医工学科

区分		授業科目	単位
一般教育科目	修学必修	数 学 I	2
		数 学 II	2
		物 理 I	2
		物 理 II	2
		化 学	2
		生 物 学	2
	人間形成	現 代 の 科 学 技 術	2
		健 康 の 科 学	2
	外国語	英 語 I	2
		英 語 II	2
		英 語 III	2
		英 語 IV	2
		日 本 語 I ー A	2
		日 本 語 I ー B	2
		日 本 語 II ー A	2
		日 本 語 II ー B	2
		日 本 語 III ー A	2
		日 本 語 III ー B	2
専門科目	工学・科学基礎	微 分 積 分 学 I	2
		微 分 積 分 学 II	2
		力 学	2
		電 磁 気 学	2
		微 分 方 程 式	2
		線 形 代 数 学	2
		工 学 へ の ス テ ッ プ	2
		フ レ ッ シ ュ マ ン セ ミ ナ I	2
		フ レ ッ シ ュ マ ン セ ミ ナ II	2
		応 用 数 学	2
		有 機 化 学 基 礎	2
		生 化 学 I	2
		生 化 学 II	2

区分		授業科目	単位
専門科目	生物工学系	分 子 生 物 学 I	2
		分 子 生 物 学 II	2
		遺 伝 子 工 学	2
		生 物 情 報 学	2
		有 機 化 学 I	2
		有 機 化 学 II	2
		高 分 子 化 学	2
		バ イ オ マ テ リ ア ル 学	2
		再 生 工 学	2
		物 理 化 学 I	2
		物 理 化 学 II	2
		機 器 分 析 学	2
		発 生 工 学	2
		統 合 医 療 学 概 論	2
	医学系	環 境 分 析 学	2
		薬 理 学	2
		人 間 生 物 学	2
		人 の 構 造 及 び 機 能 I	2
		人 の 構 造 及 び 機 能 II	2
		衛 生 科 学	2
		バ イ オ サ イ エ ン ス I	2
		バ イ オ サ イ エ ン ス II	2
		公 衆 衛 生 学	1
		医 学 概 論	1
		臨 床 生 理 学 I	2
		臨 床 生 理 学 II	2
		病 理 学 I	2
		病 理 学 II	2
		臨 床 病 理 学 I	2
		臨 床 病 理 学 II	2
		臨 床 免 疫 学 I	2
		臨 床 免 疫 学 II	2
		臨 床 血 液 学 I	2

区分		授業科目	単位
専門科目		臨床心理学	2
		看護学概論	2
	情報系	コンピュータリテラシ	2
		医療情報処理入門	2
		システム工学	2
		医用統計学	2
	医用計測系	医用工学概論	2
		医用レーザ工学	2
		電気工学	2
		生体計測学Ⅰ	2
		生体計測学Ⅱ	2
		放射線工学概論	2
		医用超音波工学	2
		システム安全工学	2
		医用治療機器工学	2
		福祉工学	2
	実験系	工学ワークショップⅠ	4
		工学ワークショップⅡ	4
		生命医工学実験Ⅰ	2
		生命医工学実験Ⅱ	2
		生命医工学実験Ⅲ	2
		生命医工学実験Ⅳ	2
		生命医工学セミナⅠ	2
		生命医工学セミナⅡ	2
		プロジェクト研究Ⅰ	2
		プロジェクト研究Ⅱ	2
		プロジェクト研究Ⅲ	2
		プロジェクト研究Ⅳ	2
		プロジェクト研究Ⅴ	2
		プロジェクト研究Ⅵ	2
	研究関連	コロキウムⅠ	2
		コロキウムⅡ	2
		卒業研究	8

区分		授業科目	単位
専門科目	発展	バイオサイエンスⅢ	2
		バイオサイエンスⅣ	2
		インターンシップ	1
		キャリア研究	2
	資格	臨床検査学総論Ⅰ	2
		臨床検査学総論Ⅱ	2
		臨床検査学総論Ⅲ	2
		臨床医学総論Ⅰ	2
		臨床医学総論Ⅱ	2
		微生物学Ⅰ	2
		微生物学Ⅱ	2
		臨床血液学Ⅱ	2
		医動物学	2
		関係法規	2
		一般検査学実験	2
		臨地実習	12

2 臨床工学科

区分		授業科目			単位
一般 教育 科目	修 学 必 修	数	学	I	2
		数	学	II	2
		物	理	I	2
		物	理	II	2
	人 間 形 成	現 代 の 科 学 技 術			2
		健 康 の 科 学			2
	外 国 語	英	語	I	2
		英	語	II	2
		英	語	III	2
		英	語	IV	2
		日 本 語	I	－ A	2
		日 本 語	I	－ B	2
		日 本 語	II	－ A	2
		日 本 語	II	－ B	2
		日 本 語	III	－ A	2
		日 本 語	III	－ B	2
	専 門 科 目	微 分 積 分 学	I		2
		微 分 積 分 学	II		2
		力	学		2
		電 磁 気	学		2
		微 分 方 程 式			2
		物 理 セ ミ ナ	I		2
		線 形 代 数 学			2
		物 理 セ ミ ナ	II		2
		代 数 学 概 論			2
		確 率 論			2
		解 析 学			2
		幾 何 学			2
		キ ャ リ ア 研 究	I		2
		キ ャ リ ア 研 究	II		2
		イ ン タ ー ン シ ッ プ			2
		コ ン ピ ュ ー タ リ テ ラ シ			2

区分	授業科目	単位
専 門 科 目	フ レ ッ シ ュ マ ン セ ミ ナ I	2
	フ レ ッ シ ュ マ ン セ ミ ナ II	2
	工 学 へ の ス テ ッ プ	2
	医 学 概 論	1
	公 衆 衛 生 学	1
	基 礎 化 学	2
	工 学 ワ ー ク シ ョ ッ プ I	4
	工 学 ワ ー ク シ ョ ッ プ II	4
	医 用 工 学 概 論	2
	応 用 数 学	2
	医 用 情 報 処 理 入 門	2
	医 用 電 磁 気 学	2
	材 料 工 学	2
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 I	2
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 II	2
	医 用 レ ー ザ 工 学	2
	生 体 機 能 代 行 装 置 学 I	2
	ス ポ ー ツ マ ネ ー ジ メ ン ト I	2
	ス ポ ー ツ マ ネ ー ジ メ ン ト II	2
	臨 床 生 理 学	2
	人 の 構 造 及 び 機 能	2
	シ ス テ ム 工 学	2
	医 用 機 械 工 学	2
	医 用 機 器 学 概 論	2
	基 礎 医 学 実 習	2
	電 気 工 学	2
	計 測 工 学	2
	基 礎 工 学 実 験	2
	生 体 物 性 工 学	2
	電 子 工 学	2
	臨 床 生 化 学	2
	電 子 回 路 学	2
	放 射 線 工 学 概 論	2
	プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 III	2

区分	授業科目	単位
専門科目	プロジェクト研究Ⅳ	2
	生体計測装置学	2
	医用機器安全管理学	2
	医用工学実験Ⅰ	2
	スポーツマネジメントⅢ	2
	スポーツマネジメントⅣ	2
	病理学概論	2
	人間生物学	2
	臨床心理学	2
	臨床免疫学	2
	臨床薬理学	2
	医用超音波工学	2
	福祉工学	2
	人間工学	2
	看護学概論	2
	チーム医療概論	1
	プロジェクト研究Ⅴ	2
	プロジェクト研究Ⅵ	2
	医用治療機器工学	2
	生体機能代行装置学Ⅱ	2
	臨床支援技術学	2
	医用工学セミナーⅠ	2
	臨床医学総論Ⅰ	2
	システム安全工学	2
	医用工学実験Ⅱ	2
	生体機能代行装置学Ⅲ	2
	医用工学セミナーⅡ	2
	医用工学専門実験	2
	臨床医学総論Ⅱ	2
	関係法規	1
	臨床医学総論Ⅲ	2
	臨床医学総論Ⅳ	2

区分	授業科目	単位
専門科目	医用工学総論Ⅰ	2
	医用工学総論Ⅱ	2
	臨床実習	7
	卒業研究	8

別表第4 スポーツ科学部授業科目及び単位数

1 スポーツ教育学科

区分	授業科目	単位
学 科 基 礎 科 目	身体 の 仕 組 み と 働 き	2
	障 害 者 ス ポ ー ツ 論	2
	学 部 キ ャ リ ア セ ミ ナ ー	2
	ス ポ ー ツ 史	2
	ス ポ ー ツ 社 会 学	2
	ス ポ ー ツ 情 報 処 理 論	2
	衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	2
	ス ポ ー ツ 心 理 学	2
	スポーツバイオメカニクス	2
	バ レ ー ボ ー ル	1
	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	1
	サ ッ カ ー	1
	ラ グ ビ ー	1
	ソ フ ト ボ ー ル ・ 野 球	1
	ハ ン ド ボ ー ル	1
	テ ニ ス	1
	バ ド ミ ン ト ン	1
	陸 上 競 技	1
	水 泳	1
	ダ ン ス	1
	柔 道	1
	剣 道	1
	器 械 運 動	1
	ボ デ ィ ー ワ ー ク 2 (体操：体づくり運動、集団行動)	2
	エアロビクス（演習を含む）	1
	専 門 演 習 I	2
	専 門 演 習 II	2
	専 門 演 習 III	2
	専 門 演 習 IV	2
	卒 業 研 究	4
	国際コミュニケーション実習Ⅰ	4
	国際コミュニケーション実習Ⅱ	4

区分	授業科目	単位
学 科 基 礎 科 目	国際コミュニケーション実習Ⅲ	4
	法 学	2
	教 育 学	2
	数 学 概 論 I	2
	数 学 概 論 II	2
	統 計 入 門	2
	ス ポ ー ツ 文 化 論	2
	生 涯 ス ポ ー ツ 論	2
	ス ポ ー ツ イ ベ ン ト 施 設 論	2
	発 育 発 達 老 化 論	2
	シーズンスポーツ論Ⅰ（演習を含む）	2
	シーズンスポーツ論Ⅱ（演習を含む）	2
	ス ポ ー ツ 人 類 学	2
	スポーツプロジェクト研究Ⅰ	2
	スポーツプロジェクト研究Ⅱ	2
	ス ポ ー ツ 哲 学	2
	インクルーシブスポーツ論	2
	ヘルスプロモーション論	2
	運 動 部 活 動 論	2
	ス ポ ー ツ 医 学 I	2
学 科 専 門 科 目	学 科 基 礎 セ ミ ナ ー I	2
	学 科 基 礎 セ ミ ナ ー II	2
	小 学 体 育 I	1
	小 学 体 育 II	1
	教 師 論 （ 初 等 を 含 む ）	2
	教育心理学（初等を含む）	2
	自然活動論Ⅰ（演習を含む）	2
	教育方法論（初等を含む）	2
	ス ポ ー ツ 教 育 学	2
	教育原理・教育課程論（初等を含む）	2
	教育社会論（初等および学校安全を含む）	2
	学 校 体 験 実 習 （ 小 学 校 ）	1
	学 校 体 験 実 習 （ 中 ・ 高 ）	1

区分	授業科目	単位
学科専門科目	学校インターンシップ実習	1
	ICT活用スキルの理論と実際（初等を含む）	2
	学 校 保 健 ・ 学 校 安 全	2
	人 文 科 学 系 教 科 総 論	2
	社 会 科 学 系 教 科 総 論	2
	自 然 科 学 系 教 科 総 論	2
	国語概論（書写を含む）	1
	算 数 概 論	1
	理 科 概 論	1
	社 会 科 概 論	1
	外 国 語 概 論	1
	家 庭 概 論	1
	生 活 概 論	1
	図 画 工 作 概 論	1
	音 楽 概 論	2
	小 学 体 育 Ⅲ	2
	教科指導法（国語）	1
	教科指導法（算数）	1
	教科指導法（理科）	1
	教科指導法（社会）	1
	教科指導法（外国語）	2
	教科指導法（家庭）	1
	教科指導法（生活）	1
	教科指導法（図画工作）	1
	教科指導法（音楽）	2
	教科指導法（体育）	2
	特別支援教育指導論（初等を含む）	2
	教育相談・キャリア教育指導論（初等を含む）	2
	児 童 生 徒 指 導 論	2
	道徳教育指導論（初等を含む）	2
	特別活動・総合的な学習の時間指導法（初等を含む）	2
	体 っ く り 運 動 指 導 法	2
	体 育 科 教 育 法	2
	保 健 科 教 育 法	2
	柔道演習Ⅰ（初段受験コース）	1

区分	授業科目	単位
学科専門科目	柔道演習Ⅱ（初段受験コース）	1
	器械運動指導法・コーチング論	2
	陸上競技指導法・コーチング論	2
	水泳指導法・コーチング論	2
	ゴール型球技指導法・コーチング論	2
	ネット型球技指導法・コーチング論	2
	ベースボール型球技指導法・コーチング論	2
	武道指導法・コーチング論	2
	ダンス指導法・コーチング論	2
	保健体育授業演習Ⅰ	2
	保健体育授業演習Ⅱ	2
	保健体育授業演習Ⅲ	2
	テーピング論（演習を含む）	2
	幼児スポーツ論（演習を含む）	2
	自然活動論Ⅱ（演習を含む）	2
	ス ポ ー ツ 政 策 論	2
	スポーツマーケティング論	2
	スポーツマネジメント論	2
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 論	2
	文 章 表 現 論	2
	身 近 な 数 学	2
	「スポーツ人物史」の研究	2
	測定評価学（演習を含む）	2
	コ ー チ ン グ 学	2
	高齢者活動支援論（演習を含む）	2
	公 務 員 演 習 Ⅰ	2
	公 務 員 演 習 Ⅱ	2
	公 務 員 演 習 Ⅲ	2
	機 能 解 剖 学 Ⅰ	2
教職科目	教 育 実 習 （ 初 等 ）	4
	教 育 実 習 （ 中 学 校 ）	4
	教 育 実 習 （ 高 校 ）	2
	事前・事後指導（初等）	1
	事前・事後指導（中・高）	1
	教職実践演習（初等を含む）	2

2 スポーツ健康科学科

区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位
学科 基 礎 科 目	身体 の 仕 組 み と 働 き	2	学 科 基 礎 科 目	法 学	2
	障 害 者 ス ポ ー ツ 論	2		教 育 学	2
	学 部 キ ャ リ ア セ ミ ナ ー	2		数 学 概 論 I	2
	ス ポ ー ツ 史	2		数 学 概 論 II	2
	ス ポ ー ツ 社 会 学	2		統 計 入 門	2
	ス ポ ー ツ 情 報 処 理 論	2		ス ポ ー ツ 文 化 論	2
	衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	2		生 涯 ス ポ ー ツ 論	2
	ス ポ ー ツ 心 理 学	2		ス ポ ー ツ イ ベ ン ト 施 設 論	2
	ス ポ ー ツ バ イ オ メ カ ニ ク ス	2		発 育 発 達 老 化 論	2
	バ レ ー ボ ー ル	1		シ ー ズ ン ス ポ ー ツ 論 I (演習を含む)	2
	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	1		シ ー ズ ン ス ポ ー ツ 論 II (演習を含む)	2
	サ ッ カ ー	1		ス ポ ー ツ 人 類 学	2
	ラ グ ビ ー	1		ス ポ ー ツ プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 I	2
	ソ フ ト ボ ー ル ・ 野 球	1		ス ポ ー ツ プ ロ ジ ェ ク ト 研 究 II	2
	ハ ン ド ボ ー ル	1		ス ポ ー ツ 哲 学	2
	テ ニ ス	1		イ ン ク ル ー シ ブ ス ポ ー ツ 論	2
	バ ド ミ ン ト ン	1		ヘ ル ス プ ロ モ ー シ ョ ン 論	2
	陸 上 競 技	1		運 動 部 活 動 論	2
	水 泳	1		ス ポ ー ツ 医 学 I	2
	ダ ン ス	1	学 科 専 門 科 目	学 科 基 礎 セ ミ ナ ー I	2
	柔 道	1		学 科 基 礎 セ ミ ナ ー II	2
	剣 道	1		機 能 解 剖 学 I	2
	器 械 運 動	1		救 急 処 置 論 (演習を含む)	2
	ボ デ ィ ー ワ ー ク 2	1		運 動 処 方 論	2
	(体操：体づくり運動、集団行動)	1		ト レ ー ニ ン グ 論 (演習を含む)	2
	エ ア ロ ビ ク ス (演習を含む)	1		ス ポ ー ツ 栄 養 学 I	2
	専 門 演 習 I	2		測 定 機 器 の 操 作	2
	専 門 演 習 II	2		ス ポ ー ツ 映 像 分 析 論	2
	専 門 演 習 III	2		ス ポ ー ツ デ ー タ 解 析	2
	専 門 演 習 IV	2		ス ポ ー ツ 情 報 戦 略 論	2
	卒 業 研 究	4		動 作 分 析 論	2
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 実 習 I	4		検 査 ・ 測 定 と 評 価	2
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 実 習 II	4		測 定 評 価 学 (演習を含む)	2
	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 実 習 III	4		ス ポ ー ツ ア ナ リ テ ィ ク ス 実 習 I	2

区分	授業科目	単位
学 科 専 門 科 目	スポーツアナリティクス実習Ⅱ	2
	スポーツ指導者論	2
	スポーツ技術・戦術論	2
	健康教育学	2
	スポーツ教育学	2
	柔道演習Ⅰ（初段受験コース）	1
	柔道演習Ⅱ（初段受験コース）	1
	コーチング学	2
	メンタルトレーニング論	2
	チャンピオンシップスポーツコーチング論	2
	ジュニアスポーツコーチング論	2
	陸上競技指導法・コーチング論	2
	水泳指導法・コーチング論	2
	武道指導法・コーチング論	2
	ダンス指導法・コーチング論	2
	器械運動指導法・コーチング論	2
	ゴール型球技指導法・コーチング論	2
	ネット型球技指導法・コーチング論	2
	ベースボール型球技指導法・コーチング論	2
	スポーツコーチング実習Ⅰ	1
	スポーツコーチング実習Ⅱ	1
	アスレティックトレーナーの役割	2
	健康医学入門	2
	テーピング論（演習を含む）	2
	運動生理学	2
	機能解剖学Ⅱ	2
	リハビリテーション論	2
	スポーツ栄養学Ⅱ（演習を含む）	2
	トレーニング学（演習を含む）	2
	健康管理とスポーツ医学	2
	スポーツ医学Ⅱ	2
	体づくり運動指導法	2
	ストレッチング論（演習を含む）	2
	予防とコンディショニングⅠ（演習を含む）	2
	予防とコンディショニングⅡ（演習を含む）	2

区分	授業科目	単位
学 科 専 門 科 目	予防とコンディショニングⅢ（演習を含む）	2
	アスレティックリハビリテーションⅠ（演習を含む）	2
	アスレティックリハビリテーションⅡ（演習を含む）	2
	アスレティックリハビリテーションⅢ（演習を含む）	2
	スポーツ政策論	2
	スポーツマーケティング論	2
	スポーツマネジメント論	2
	スポーツジャーナリズム論	2
	幼児スポーツ論（演習を含む）	2
	「スポーツ人物史」の研究	2
	日本伝統の身体表現	2
	障害概論（演習を含む）	2
	国際交流論	2
	レクリエーション論	2
	高齢者活動支援論（演習を含む）	2
	スポーツインターンシップ実習Ⅰ	1
	スポーツインターンシップ実習Ⅱ	1
	スポーツ現場実習Ⅰ	1
	スポーツ現場実習Ⅱ	1
	スポーツ現場実習Ⅲ	1
	スポーツ現場実習Ⅳ	1
	スポーツ現場実習Ⅴ	2
	スポーツ現場実習Ⅵ	2
	スポーツインターンシップ実習	1
	体育科教育法	2
	保健科教育法	2
	学校保健・学校安全	2
	教育方法論	2
	ICT活用スキルの理論と実際	2
	教師論	2
	教育心理学	2
	特別活動・総合的な学習の時間指導法	2
	教育相談・キャリア教育指導論	2
	道徳教育指導論	2
	教育社会論（学校安全を含む）	2

区分	授業科目	単位
学科専門科目	教育原理・教育課程論	2
	特別支援教育指導論	2
	生徒指導論	2
	保健体育授業演習Ⅰ	2
	保健体育授業演習Ⅱ	2
	保健体育授業演習Ⅲ	2
	公務員演習Ⅰ	2
	公務員演習Ⅱ	2
	公務員演習Ⅲ	2
	教育実習（中学校）	4
	教育実習（高校）	2
	事前・事後指導（中・高）	1
	教職実践演習（中・高）	2
	学校体験実習（中・高）	1
	学校インターンシップ実習	1

別表第5 現代教養学環授業科目及び単位数

区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位
コース 基礎 科目	地 域 政 治 論	2	学 環 専 門 科 目	会 計 学	2
	地 域 観 光 事 業 論	2		租 税 法	2
	横 浜 地 域 学	2		広 告 論	2
	実 践 地 域 創 成 学	2		スポーツマーケティング論	2
	マーケティング・リサーチ	2		スポーツマネジメント論	2
	ウェブ・コミュニケーション	2		国際コミュニケーション学研究法	2
	現 代 ビ ジ ネ ス 論	2		言 語 文 化 交 流 論	2
	ビジネスアイデアデザイン	2		国 際 観 光 論	2
	異 文 化 リ サ ー チ	2		国 際 交 流 論	2
	フ ァ ッ シ ョ ン 文 化 論	2		比 較 政 治 制 度 論	2
	フ ー ド 文 化 論	2		国 際 政 治 論	2
	若 者 文 化 論	2		心 理 学 研 究 法	2
	集 団 と 心 理 学	2		法 哲 学	2
	幸 せ と 心 理 学	2		市 民 形 成 論	2
	意 思 決 定 と 心 理 学	2		心 理 統 計 解 析	2
	自 己 調 整 と 心 理 学	2		社 会 ・ 文 化 と 心 理 学	2
	分野横断型プロジェクト	3		総 合 医 療 学 概 論	2
学 環 専 門 科 目	ロジカルライティング	2		数 学 I	2
	ロジカルコミュニケーション	2		物 理 I	2
	デ ジ タ ル ス キ ル	2		化 学	2
	データコミュニケーション	2		数 学 II	2
	フィールドスタディ I	1		物 理 II	2
	フィールドスタディ II	1		有 機 化 学 基 礎	2
	フィールドスタディ III	2		物 理 化 学 I	2
	フィールドスタディ IV	1		分 析 化 学	2
	現 代 社 会 の 科 学	2		機 器 分 析 化 学	2
	現 代 社 会 と 学 術 研 究	2		基 礎 光 学	2
	地 域 社 会 学 研 究 法	2		サステナブル工学研究法 I	2
	行 政 学	2		サステナブル工学研究法 II	2
	政 治 学	2		無 機 化 学 I	2
	地 方 自 治 法	2		無 機 化 学 II	2
	地 域 共 生 論	2		有 機 化 学 I	2
	地 域 共 生 実 践	2		有 機 化 学 II	2
	マーケティング学研究法	2		高 分 子 化 学	2

区分	授業科目	単位
学 環 専 門 科 目	物 理 化 学 II	2
	力 学	2
	電 気 化 学	2
	電 気 工 学	2
	電 磁 気 学	2
	界 面 科 学	2
	環 境 分 析 学	2
	都 市 と 防 災	2
	基 礎 ゼ ミ ナ ー ル I	2
	基 礎 ゼ ミ ナ ー ル II	2
	専 門 探 究 ゼ ミ ナ ー ル I	2
	専 門 探 究 ゼ ミ ナ ー ル II	2
	専 門 探 究 ゼ ミ ナ ー ル III	2
	専 門 探 究 ゼ ミ ナ ー ル IV	2
	知識集約型研究プロジェクト I	4
	知識集約型研究プロジェクト II	6
	国 際 フ ィ ー ル ド ス タ デ ィ A	2
	国 際 フ ィ ー ル ド ス タ デ ィ B	4

注 現代教養学環において、コース基礎科目は専門教育科目として卒業要件単位に参入するものとする。